

令和6年度第1回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 令和6年12月23日(月) 14:00～14:45

2 場 所 新居浜市役所 5階 大会議室

3 出席者(委員) ※敬称略

【被保険者代表】 藤川 妙子 鴻池 多喜子 石井 千恵子 柴田 智恵子

【保険医又は保険薬剤師代表】 江盛 康之 庄野 由桂 杉森 英一郎

【公益代表】 仙波 憲一 頼木 熙子

【被用者保険等保険者代表】 土岐 正和

【事務局】 佐々木福祉部総括次長 石川国保課長 藤原主幹 岡部副課長
横山副課長 高月係長 藤井係長 藤岡係長

4 欠席者(委員) 4名 ※敬称略

【公益代表】 河内 優子 野田 明里

【保険医又は保険薬剤師代表】 今中 徹

【被用者保険等保険者代表】 三浦 淳一郎

5 傍聴人 0人

6 議題

- (1) 正・副会長の選任について
- (2) 令和7年度からの国民健康保険料について
- (3) その他

事務局

ただいまから令和6年度第1回新居浜市国民健康保険運営協議会を開会します。私は国保課の藤原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の出欠についてですが、保険医代表の今中委員さん、公益代表の河内委員さん、野田委員さん、被用者保険代表の三浦委員さん、以上4名の委員さんの欠席を報告します。

それでは、今年度1回目の運営協議会であり、委員交代等もありましたことから、委員の皆様方に、簡単に自己紹介をお願いします。

仙波委員さんから、お願いします。

(委員自己紹介)

事務局

ありがとうございました。続いて、事務局からも自己紹介をさせていただきます。佐々木総括次長からお願いします。

(事務局自己紹介)

事務局

なお、本日の会議については、新居浜市国民健康保険条例施行規則第6条に規定の全委員の2分の1以上かつ各代表委員1名以上の出席の条件を満たしており、会議は成立していることを報告します。あわせて、この会議は公開とさせていただきますので、ご了承ください。

次に、開会に当たり、佐々木福祉部総括次長から、一言ご挨拶を申し上げます。

(福祉部総括次長挨拶)

事務局

ありがとうございました。

続いて、これより議事に入りますが、正・副会長が選出されるまでの間、国保課長が司会進行します。よろしくお願いいたします。

国保課長

それでは、会長・副会長が決まるまでの間、議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、議事録署名人の決定を行います。

今回は、被保険者代表の鴻池委員さんと、公益を代表する委員の頼木委員さんをお願いしたいと思いますが、両委員さんよろしいでしょうか。

(両委員異議なし)

国保課長

両委員さん、よろしくお願いいたします。続いて、本日の議題1正・副会長の選任を

行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

お手元の資料、令和6年度第1回新居浜市国民健康保険運営協議会資料の2ページをご覧ください。新居浜市国民健康保険運営協議会の委員は、新居浜市国民健康保険条例第2条の規定に基づき、構成されていて、皆様がどの区分を代表する委員かを一覧で表示しております。正・副会長の選任につきましては、新居浜市国民健康保険条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、公益を代表する委員から、全委員が選挙することになっております。

会長、副会長の選出につきましては、あらかじめ公益を代表する委員の皆様にご協議いただき、会長に仙波委員さん、副会長に河内委員さんの御推薦をいただいております。以上です。

国保課長

ただいま御推薦のありました会長の選任につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

続いて、副会長の選任につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

出席委員全員の賛成によりまして、会長及び副会長が選任されました。

仙波委員さんは、会長席へ移動をお願いします。

(会長挨拶)

国保課長

ありがとうございました。

続きまして、これより議題2の協議に入りますが、ここからの進行は、規定に従いまして、会長にお願いしたいと思います。仙波会長、お願いします。

会長

それでは、議題2「令和7年度からの国民健康保険料について」、事務局から説明を求めます。

国保課長

資料3ページをご覧ください。

新居浜国保を取り巻く状況について説明いたします。

まず1点目ですが、「保険料負担の軽減を図るため、基金の取崩しや一般会計からの繰入により会計の収支を整えている」という状況です。国民健康保険制度では、他の健康保険制度に比べて、被保険者の年齢構成が高く、所得水準が低いという制度的な課題があり、所得に対する保険料負担が高いという特性があります。そのため、新居浜市国保では、基金の取崩しや一般会計からの繰入れにより保険料負担を軽減し、その収入減少分を繰入等で補って、会計の収支を整えているという状況が続いています。

次に2点目ですが、今年の3月に改訂されました愛媛県国民健康保険運営方針では、「令和10年度末をもって決算補填を目的とする一般会計繰入金金を解消するこ

とを目指す」とされている状況があります。1点目の状況で説明しました通り、新居浜国保では一般会計からの繰入が続いていますが、これは、令和10年度末までに解消することとされています。

次に3点目です。こちらと同じく県の運営方針による目標ですが、「令和15年度からの県内保険料率の準統一を目指す」とされている状況があります。現行は、各市町がそれぞれの状況や都合に応じて保険料率を設定していますので、特に小規模な保険者において、予期せぬ高額な医療費が発生した場合に、その後に県へ支払う事業費納付金が増加し、保険料率を急激に上げなければ財政の運営が厳しくなるという課題があります。保険料率の県内統一は、どこかの市町で予期せぬ高額な医療費が発生した場合にも、その負担は県内の全市町がその規模に応じてカバーして負担するという相互扶助を行うため、負担においても、県内全市町の被保険者が同一のルールで保険料を負担し、公平性を図るという制度になります。この保険料率の統一は、国においても「保険料水準統一加速化プラン」を策定し、強く推し進められている制度になります。

これらの状況を踏まえまして、今後、事業運営の健全化に向けて、適正な保険料率の設定が必要となっておりますが、最後に申し上げた保険料率の県内統一につきましては、新居浜市にとって保険料率を下げる方向に働く要素がありますので、その点を説明させていただきます。

資料4ページをご覧ください。

こちらは、先ほど説明しました県の運営方針の保険料水準の統一に向けたロードマップです。新居浜市に有利に働く要素は、一番上の「医療費指数の設定」です。現在は、県内他市と比較して医療費が高い市町においては、県へ納付する事業費納付金を増額される制度となっており、図の「 $\alpha=1$ 」となっているのは、県平均医療費に対して医療費が高くなっている割合を100%反映するという意味になります。この反映率を、令和8年度から順次下げていき、11年度からは医療費指数は反映させないこととされていますので、現在、医療費指数が高いために納付金を割り増しされている本市にとっては、歳出額が減ることとなり、その財源として徴収している保険料を下げる要素として働くと考えています。

資料5ページをご覧ください。

こちらは、被保険者数の推移を表したグラフです。近年は、被保険者数の著しい減少傾向が続いています。この主な要因は、75歳を迎えて後期高齢者医療制度へ移行する方が増えていることや、社会保険の加入要件の拡大により、国保から社会保険へ移行する方が増えているため、令和3年度以降、毎年6%から7%の割合で減少しています。この減少傾向は、今後も続くことが見込まれています。

資料6ページをご覧ください。

こちらは、医療機関等へ支払う診療報酬や、高額療養費などを支出する保険給付費について、年度ごとの支出総額を棒グラフで、被保険者一人当たりの給付費を折れ線グラフで表したものです。保険給付費の総額は、被保険者数の減少に伴い、年々減少していますが、一人当たり給付費は、医療の高度化や被保険者の高齢化などにより、年々上昇しています。こちら、この傾向が続くことが予想されてい

ます。

資料 7 ページをご覧ください。

こちらは、平成 30 年度の国保制度の県単位化に伴い創設された「事業費納付金」制度の仕組みを表した図です。各市町は、県が定めた事業費納付金を県へ納付し、県は、それを財源として、各市町が支出した保険給付費を全額補填する仕組みとなっています。そのため、国保会計の歳出の 7 割以上は、前のページで説明した保険給付費が占めている状況ですが、その部分は、全て県の交付金により財源が補填されますので、保険給付費の増減は、直接的には保険料への影響はありません。保険料は、県へ納付する事業費納付金の主な財源となりますので、事業費納付金の額が、保険料率を算出する際の最も重要な要素となっています。

資料 8 ページをご覧ください。

保険料率の決定に大きく影響する事業費納付金ですが、市が納める納付金の額は、県が算定していますので、その仕組みを説明します。まず、図左上のとおり、県全体の事業必要額を見込みます。「県全体の必要額」の下の括弧に記載していますとおり、必要額は、医療費分と、後期高齢者支援金分と、介護納付金分のそれぞれを設定し、それぞれについて図の流れのとおり同様の計算を行っています。市が保険料率を決定する際にも、この医療費分、後期支援金分、介護分の 3 つの区分ごとの納付金を基に算出していますので、この 3 つの区分について、簡単に説明させていただきます。まず、「医療費分」につきましては、県内の各市町が支出する診療報酬や高額療養費の総額を見込んだものが必要額となります。次に、「後期高齢者支援金分」ですが、こちらは、75 歳以上が加入する後期高齢者医療制度の医療費の 4 割を現役世代からの支援金で賄うこととされていまして、その支援金の支出に必要な額を見込んだものとなります。次に、「介護納付金分」ですが、こちらは、40 歳から 65 歳までの被保険者の介護保険料として必要となる額を見込んだものとなります。その、それぞれの区分で必要となる必要額から県に交付される交付金などを除いた後、各市町の総所得や被保険者数、世帯数で按分し、最後に医療費指数に応じた調整を行い、各市町が納める納付金額が決定されています。ここでお伝えしておきたい点が、1 点あります。それは、市の側で将来の納付金額を推計するのが非常に難しいという点です。その理由は、図の上段中央に「交付金などを除いた後の必要額」を算出するところがありますが、算定の際に除くこととされている県への交付金の一つに、前期高齢者交付金という交付金がありまして、この交付金は、各県の 65 歳から 74 歳までの前期高齢者の割合に応じて県へ交付される交付金で、当年度分は、概算で交付を受けておき、2 年後に精算する制度となっています。その精算額が、10 億円を超えることもあり、追加交付を受けたり、逆に、追加支出が必要となる場合もあり、将来の見込みが立ちづらい要因となっています。また、追加交付を受けた場合でも、その追加交付分を、市町が支払う事業費納付金の抑制のために県が財源充当するか否かも不透明なため、将来の事業費納付金の額は、市で見込みを立てるのが非常に難しい、という状況があります。

資料 9 ページをご覧ください。

こちらは、新居浜市が県に納付した事業費納付金の推移のグラフです。概ね減少

傾向にあります。令和5年度までは、被保険者数や保険給付費の減少割合に比べ、納付金の減少率は緩やかでしたが、令和6年度は、前年度より2億5千万円の減、率で8.5%減少しており、令和7年度につきましても、仮算定通知された額ではありますが、3億7千万円の減、14%の減少見込みとなっています。事業費納付金の額は、先ほど申しあげました通り、将来の見込みを立てづらいところがありますが、今後も、減少傾向は続く見込まれます。

資料10ページをご覧ください。

こちらは、近年の保険料率の推移表です。

赤字解消を図るため、令和4年度から保険料率の引き上げ改定を続けており、令和6年度の保険料率は、概ね県が定める標準保険料率に近い料率になっています。

資料11ページをご覧ください。

こちらは、県内11市の令和6年度の保険料率と一人当たり保険料額を表した表になります。新居浜市の一人当たり保険料額は、順位ではちょうど真ん中、金額では、平均よりやや低い額となっています。近年は、各市とも本市と同様に保険料率の増額改定の傾向にあります。今後、県へ納付する事業費納付金の減少が進めば、保険料率を低下させる市もでてくるものと考えられます。

資料12ページをご覧ください。

こちらは、近年の保険料の収入額等の推移表です。被保険者数の減少により、保険料収入も減少傾向となっていました。令和5年度には保険料率の改定により前年度よりも増加しました。令和6年度につきましても、まだ見込みではありますが、例年と同程度の収納率であれば、前年度と同程度の収入を確保できる見込みとなっています。

資料13ページをご覧ください。

こちらは、財政調整基金の推移表です。「取崩額」の欄のとおり、近年は、保険料抑制による赤字補填のため、基金の取崩しが続いており、令和5年度末では、基金残高が53万円余りとなっています。そのため、今後、会計の赤字が生じた際には、基金での補填はできず、「一般会計からの繰入」や「県の貸付金」により赤字を補填せざるを得ない状況となっています。

資料14ページをご覧ください。

こちらは、令和3年度から5年度の国保特別会計の歳入と歳出の状況表です。括弧の中に赤字で表示している金額が、会計の赤字補填のために支出した一般会計繰入金で、その下の基金繰入金の欄の金額が、赤字補填のために取り崩した基金の額です。この合計が各年度の赤字の合計額となり、令和3年度では約1億2千万円、4年度は2億2千万円、5年度は1億3千万円の赤字が生じていることとなります。

資料15ページをご覧ください。

ここまで説明しました現状のまとめです。

まず、令和6年度は、事業費納付金が前年度に比べ2億5千万円減少し、決算赤字は、大幅に減少する見込みとなっています。次に2点目です。令和7年度は、事業費納付金が、6年度に比べさらに3億7千万円減少する見込みとなっています。

次に3点目です。令和5年度末時点の財政調整基金の残高は53万7千円となっています。次に4点目です。事業費納付金は、今後も減少傾向が続くと考えられますが、不確定な要素があり、その減少幅は推計が困難な状況です。最後に、保険料水準の県内統一については、医療費水準の反映率の減少により、事業費納付金の減少につながる要素がある、という状況です。以上のような状況が、今後の財政運営の方針を考えるうえで重要な要素となります。

それでは、ここからは、これらの現状を踏まえ、現在、事務局が考えております、令和7年度以降の財政運営の方針等についてご説明いたします。

資料17ページをご覧ください。

今後の取組方針として、2点あげています。まず、県の運営方針で令和10年度までの達成目標が示されている一般会計の法定外繰入による赤字補填の解消に対する方針についてです。令和7年度は合計保険料率を据え置きとし、令和7年度で赤字解消を図りたいと考えています。また、令和7年度に生じた決算剰余金は、財政調整基金へ積み立て、今後、不測の事態で歳入不足となった際に対応できるような状況にしたいと考えております。次に、令和15年度までの達成目標が示されている保険料水準の県内準統一に対する方針についてです。令和8年度以降は、安定的な運営が見込まれる基金残高を維持し、できる限り早期に、黒字も赤字も発生しないような、歳入と歳出が均衡する収入が見込まれる保険料率まで率を下げ、その後は、保険料水準の統一に向けた調整を図っていくという方針をとりたいと考えています。

では、今申しあげました方針をとった際に、具体的にどのような状況になるのか、イメージを説明させていただきます。

資料18ページをご覧ください。

令和7年度の合計保険料率を据え置きとする場合の料率案とその影響予測を説明します。表の合計欄のとおり、令和7年度の医療分、後期分、介護分を合計した所得割、均等割、平等割の率や金額は、全て令和6年度と同一としています。その結果、ポイントの2点目に記載のとおり、令和7年度決算において、約2億円の歳入超過となることを見込んでいます。その歳入超過となる2億円は、財政調整基金に繰入れ、今後の不測の歳入不足が生じた際に備えたいと考えています。次に、ポイントの4点目に記載している、医療分、後期分、介護分の保険料率の適性化についてですが、令和6年度までは、主に後期分と介護分に一般会計繰入金を充当し、保険料率の軽減を図っていましたが、令和7年度からは赤字解消し、一般会計繰入金をなくす予定ですので、これまで引き下げていた後期分と介護分は通常に戻り、増率、増額となります。その分、医療分を減少させ、合計では料率を据え置きとする案を考えています。一人当たり保険料の欄をご覧ください。令和7年度の見込みは、89,338円で、一人当たり保険料では、令和6年度より3千円ほど低くなる見込みとなっています。ここで、合計保険料率は据え置きなのに一人当たり保険料では3千円ほど低くなる理由を説明させていただきます。表の「介護分」の下の括弧内に記載のとおり、介護分が賦課されるのは、40歳から64歳までの被保険者のみとなります。その年齢の被保険者は全体の約30%で、この方たちについて

は、医療分、後期分、介護分を負担していただくこととなり、今年と同じ所得であれば、同じ金額を負担いただくこととなります。残りの70%の方たちは、医療分と後期分のみを負担していただくこととなりますが、医療分と後期分だけの合計では、6年度よりも低くなっているため、全体の一人当たり保険料は下がることとなります。

資料19ページをご覧ください。

この表は、先の方針に従い、令和7年度の保険料率を据え置きとし、令和8年度以降は、歳入と歳出が均衡する収入を確保するよう保険料率を設定していく場合の推移イメージです。令和7年度に予定どおり基金の積み立てができれば、令和8年度には大きく保険料率を低下させられる予定です。9年度以降は、事業費納付金の動向を見ながら、少しずつ下がっていくイメージとなります。

資料20ページをご覧ください。

こちらは、令和7年度に概ね歳入と歳出の均衡がとれる収入を確保するための保険料率を設定する場合の例を、参考にお示ししております。令和7年度は、ここまで料率を下げたとしても、赤字解消を図れる可能性はあるところですが、現在の基金残高がほとんどない状況や、令和8年度以降の事業費納付金の見込みが不透明であることを考慮し、事務局としましては、7年度は料率を据え置き、8年度以降で低下させていきたいと考えています。

最後に、資料21ページをご覧ください。

今後の保険料率決定のスケジュールです。次回運営協議会を年明けの2月に開催し、令和7年度保険料率について諮問させていただき、答申をいただいて料率を決定したいと考えています。その後、4月に保険料率の告示、7月に料金算定と納入通知を行う予定としております。

会長 ただいまの説明について、何かご質問やご意見はありませんか。

委員 次年度に新居浜市の事業費納付金が大きく減額となるのは、県全体の医療費や他市の納付金との関係において、どのようなイメージになるのでしょうか。

国保課長 県全体の医療費は、被保険者数の減少に応じて緩やかに減少し、納付金も全体的に減少しています。

会長 せっかくの機会ですので、議題以外にも何かご意見、ご質問はありませんか。
(質問なし)
最後に事務局から、お願いします。

事務局 次回、第2回運営協議会の開催予定についてご説明させていただきます。次回会議におきましては、本日協議いただきました案を基に、より精査した令和7年度保険料率案を提示させていただきますので、改めてご協議いただきたいと思いますと考えており

ます。開催時期につきましては、来年2月上旬の開催を予定しています。本日、机の上にある封筒に日程調査票を入れておりますので、期限までに提出をお願いいたします。

以上でございます。

会長

これもちまして、国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり、会議のてん末を記録し、相違ないことを証明します。

令和6年12月26日

新居浜市国民健康保険運営協議会 被保険者代表委員

鴻池多喜子

新居浜市国民健康保険運営協議会 公益代表委員

頼本照子